

# 会 議 記 録

会 議 名	政策会議
開 催 場 所	令和5年4月20日（木）午前10時00分～午前11時25分
議 題	1 政策会議付議事項について 2 その他

## 1 政策会議付議事項について

《企画部》

### ●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

- ① 和光市職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて（6月定例会）
- ② 組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて（6月定例会）

①及び②について、関連していますので一括して説明します。より効率的かつ効果的な事務処理に資するため、各部局の規模の適正化を図るとともに、業務の適正な管理及び執行のために必要な体制を整備することから、和光市部設置条例の一部を改正する条例を3月議会に上程し、無事、可決されました。部局等の長の皆様におかれましては、ご協力いただき、誠にありがとうございました。

今後、当該組織の見直しに伴い新たに新設される部及び課に必要な職員体制の整備等を行うため、令和5年第1回和光市行政組織等検討委員会を開催し、「和光市職員定数条例の一部を改正する条例（案）」を調整した上で、和光市職員定数条例の一部を改正する条例を6月定例会に上程する予定です。

また、併せて当該組織の見直しに伴い、既存の条例に規定されている部課等の名称について整理するため、組織の見直しに伴う「関係条例の整理に関する条例」を、同じく6月定例会に上程する予定ですので、よろしく願いいたします。

#### 【意見・質問】

・定数条例について、増員するという趣旨でよろしいですか。（総務部長）  
→10月の組織改正に伴い、1部3課増設となるため、その分の管理職、担当職員を増員する見込みです。（事務局）

- ③ 第4分団車庫・防災倉庫新築工事の契約締結について（6月定例会）
- ④ 第三中学校特別支援学級設置工事の契約締結について（6月定例会）

③及び④について、一括して説明します。両案件については、いずれも5月8日開札の一般競争入札により落札者が決定した場合、速やかに仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、6月定例会に議案を上程するものです。

**【意見・質問】**

・なし

≪総務部≫

●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例の一部を改正する条例）  
（5月臨時会）

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたため、和光市税条例の一部を改正する条例を定める必要があり、  
については所要の改正を行い、専決処分をしたのでその承認を求めるものです。主な  
改正内容は、2点あります。1点目、固定資産税については、中小事業者等の生産  
性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る償却資産につ  
いて、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を2分の1又は  
3分の1の額とする特例措置を講じ、また、長寿命化に資する大規模修繕工事を  
行ったマンションに係る税額について、当該マンションにおける区分所有に係る家屋  
の固定資産税額を3分の1とする減額措置を講ずるという点です。2点目は、軽自  
動車税について、種別割のグリーン化特例の延長で、電気自動車等を取得した場  
合における現行の経過措置等について、適用期限を3年延長するというものです。

**【意見・質問】**

・なし。

② 専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正す  
る条例）（5月臨時会）

①の法改正に伴い、関連する規定を改正するものです。具体的には項ずれの修正  
となります。

**【意見・質問】**

・なし。

③ 和光市監査委員の選任について（5月臨時会）

議員のうちから選出する和光市監査委員の猪原陽輔氏の任期満了に伴い、その選  
任について議会の同意を得るものです。

**【意見・質問】**

・なし。

④ 和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について（6月定例会）

6月定例会の提出議案となります。和光市固定資産評価審査委員会委員の芝波田  
大樹氏及び浪間貞氏の任期満了に伴い、その選任について議会の同意を得るも  
のです。

**【意見・質問】**

・なし。

⑤ 和光市教育委員会委員の任命について（6月定例会）

和光市教育委員会委員の山下玲子氏の任期満了に伴い、その任命について議会の同意を得るものです。

【意見・質問】

・なし。

⑥ 和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて（6月定例会）

地方税法の改正に伴い、一部を改正するもの。令和5年第1回臨時会で専決処分承認をいただいたもの以外について、関連する規定を改正するものです。

主な改正内容は、まず個人住民税について、森林環境税の導入に伴う関連条文の整備で、令和6年度から森林環境税の課税が開始されるため、関係する規定を整備し、文言等を修正ものです。森林環境税の年間1,000円は国税ですが、市町村が「個人住民税均等割」と併せて賦課徴収を行います。次に、軽自動車税について、燃費排ガス不正行為への対応です。不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発防止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%に引き上げるというものです。

【意見・質問】

・なし。

《市民環境部》

●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 和光市農業委員会委員の任命について（6月定例会）

任期が令和5年7月19日で満了となるため、農業委員会の候補者を選定した結果、11人の委員について6月定例会に上程する予定です。

【意見・質問】

・所管課は市民環境部となりますが、議案としては人事案件につき、総務部職員課より上程予定です。（総務部長）

《保健福祉部》

●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて（6月定例会）

この条例改正議案は、6月定例会に上程するものです。生活保護において、令和5年度中に医療扶助オンライン資格確認が導入され、マイナンバーカードによる資格及び本人確認を行うことになることから、厚生省局長通知により生活保護法を準用して保護を受給している外国籍の者については、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でその旨を定める必要があるため、当該条例の一部を改正するものです。

マイナンバー法では、生活保護に関する取扱いを利用範囲として定めていますが、外国籍の方の取扱いは、生活保護による取扱いではなく、厚労省局長通知により、生活保護法に準じた取扱いとなっているため、現行ではマイナンバーカードの利用による資格確認ができません。そのため、外国籍の対象者に医療扶助オンライン資格確認するためには、マイナンバー法の規定による福祉、保健、医療、その他の社会保障として、条例に定めるものの諸事として、位置付ける必要があり、そのための条例の一部改正を行うものとなっています。

**【意見・質問】**

・なし。

② 専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（5月臨時会）

この専決処分の承認を求める議案は、5月19日開催予定の第1回臨時会に上程するものです。国民健康保険において、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を令和5年4月1日から引き上げるため、令和5年3月31日付で専決処分により和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、その承認を求めるものです。

前年の世帯総所得金額等が軽減判定所得の基準額以下になるときは、所定の割合で、国民健康保険税が、減税となります。判定する際の所得金額を、引き上げることにより、それ以下となる軽減対象の範囲を拡大させ、減額措置の拡充を図るものです。

**【意見・質問】**

・なし。

《建設部》

●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 和光市手数料条例の改正（6月定例会）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、それに伴い建築物のエネルギー消費性能を定める省令が改正されました。省エネ性能基準が新たに追加されたことにより、それに関する手数料条例の改正となります。埼玉県では2月定例会にて同様の改正を行っており、4月1日から施行されています。この手数料については、埼玉県と同額で設定しています。

**【意見・質問】**

・なし。

② 和光市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について（6月定例会）

和光北インター東部地区で区画整理事業が予定されていますが、この地区に新たに定めることとなっている地区計画を当該条例の対象区域に追加するものです。こ

の地区計画を条例対象の区域に追加することで、建築確認の際に地区計画が要件となるため、地区計画に沿ったまちづくりを行うことができます。条例施行は、地区計画の決定後に施行される予定です。

**【意見・質問】**

・地区計画に組み入れるということですが、既存の地区計画に組み入れるということですか。（上下水道部長）

→地区計画自体は、和光北インター東部地区の地区計画として新たに策定し、別途、建築物等の制限に関する条例に該当区域の追加をする改正を行います。（建設部長）

《上下水道部》

●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 令和4年度埼玉県和光市水道事業会計の継続費通次繰越しに係る報告について（5月臨時会）

南浄水場高圧受電盤更新事業及び酒井浄水場配水ポンプ盤更新事業についての通次繰越しを行ったため、5月臨時会に上程するものです。

**【意見・質問】**

・なし。

② 令和4年度埼玉県和光市水道事業会計予算の建設改良繰越しに係る報告について（5月臨時会）

配水管新設工事に伴う設計業務委託について、年度をまたいでの事業となったため、繰越しを行ったものです。

**【意見・質問】**

・なし。

③ 令和4年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算に係る専決処分について（5月臨時会）

①の通次繰越し、②の建設改良繰越しに伴い、当初予定していた消費税納付額に不足が生じたため増額補正を行ったことを上程するものです。

**【意見・質問】**

・なし。

《教育委員会事務局》

●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 和光市立公園条例の改正（6月定例会）

アーバンアクア公園のナイターの機材が整ったため、運用するための条例改正となります。指定管理者が管理する和光市アーバンアクア公園の庭球場及びフットサル場に照明を設置し、夜間に運営する予定のため、和光市立公園条例に夜間照明設備の使用料の額を定めるものです。稼働時間は5月～8月までは午後6時～10時、

9月～4月は午後4時～8時です。1時間あたりの使用料は、人件費や電気代を考慮して、南運動場テニスコートが今夜間使用をしています。それと同額の1時間あたり300円で2時間単位で貸出をします。

【意見・質問】

・利用開始は5月ですか。（議会事務局長）

→使用自体は4月のゴールデンウィーク前から可能ですが、議決を経て利用料金を整えてからと考えていますので、主催事業については6月から、一般貸出は7月からになります。（教育部長）

・どのような照明ですか。（副市長）

→稼働のできる、タイヤのついたものです。コートが7面、22個設置予定です。（教育部長）

## 2 その他

### ① 市庁舎にぎわいプランの廃止について（企画部）

市庁舎にぎわいプランは、令和3年10月実施の市役所【事業】総点検において、本計画で想定している方法での活用可能時期が不確定であることなどから、当面凍結する方針としていました。その後、本計画の方向性について検討を重ねた結果、令和5年3月16日開催の和光市公共施設マネジメント推進委員会において、都市再生推進法人による市有財産の活用を行う本計画は廃止とすることに決定したことを報告します。

本計画廃止後につきましては、基本方針の理念及びコンセプトは継承し、広沢地区エリアマネジメントは継続します。市が引き続き施設を管理し、市民広場を中心としたにぎわい創出事業や、議会棟へレストランやコンビニ等の利便施設を誘致することで、地域の価値向上を図っていきます。

【意見・質問】

・にぎわいプランの廃止は、URの再生団地事業を含めた形での計画でしたが、URと一体となったエリアマネジメントという枠組みから独立して市独自で計画を進めていくというものです。基本的な計画は変わらず、大きな枠組みの変更となります。（副市長）

### ② 令和5年度の内部統制に関する主な取組について（企画部）

今年度10月に予定している組織改正と併せて「和光市内部統制に関する基本方針」を施行します。

「基本方針」は、業務の適正な管理及び執行を確保するために定めるものであり、和光市において想定されるリスクを洗い出した上で内部統制の対象事項を決定した和光市独自の方針です。現在の案は、令和4年6月政策会議へ付議した後、募集した職員意見を反映させたものであり、以前提示した案から基本的な事項は変更していません。

また、上下水道事業、教育委員会、議会及び行政委員会は、独立して管理執行す

る権限を有し、その行使に対して市長の指揮監督権が及ばないため、市長による内部統制制度の直接の対象となるものではありません。しかしながら、全庁的に業務の適正な管理及び執行を確保するという観点から、当該組織についても市長が整備する内部統制制度の対象組織に加えたいと考えておりますので、当該組織の長に対し、その可否について照会する予定です。

政策会議終了後、「基本方針（案）」と「内部統制に関する要綱（案）」を職員へ周知し、6月の政策会議において政策決定の後、6月末ごろに全員協議会にて議員への報告を行います。なお、7月には全職員を対象とした「和光市内部統制に関する基本方針」の説明を含めたコンプライアンス研修を実施する予定です。

**【意見・質問】**

・上下水道部局は、除かれるような表現になっていたと思いますが、市長の権限の範囲内で行うようなもの、要綱案に書かれている推進本部員の部長には、上下水道部長は含まれますか。（上下水道部長）

→こちらはまだ決定を得ていない案のため具体的には定めていません。6月の政策会議でこの要綱と基本方針を決定していただいたのちに、PTが調整を行いますので、そこで各組織の長に了承をいただいたら、この中に上下水道部も含む形になります。（事務局）

→市役所の統一した方針として運用したいと思っておりますが、上下水道部や教育委員会など独立した組織で管理者を置いていますので、その管理者がこれを準用して行ってもらいたいと思っております。実際にどのように運用できるかは検討していきたいと思っております。（副市長）

・内部統制評価手順書はいつ頃作成する予定ですか。（総務部長）

→10月の開始前までに作成したいと考えています。（事務局）

**③ 会議体の集約等について（企画部）**

会議体の設置に関する指針に基づき、政策課が所管する会議体の見直しを行います。政策会議と構成員が同一である「行政改革推進本部」を政策会議に集約します。また、条例等の例規については、規程上、例規審査会を通じて審査を行う事になっていましたが、例規審査会の例規に関する重要な事項及び重要な文書の作成の審議について、政策会議に移管することとします。政策会議終了後、政策課より、サイボウズ掲示板にて当該フローについての周知を行いますので、詳細はそちらをご覧ください。

**【意見・質問】**

・なし。

**④ 令和5年度課題と目標について（企画部）**

先般、各部長宛に依頼を派出させていただきましたが、体系的に政策意思を共有化するため、本年度も各部長における「課題と目標」に関する市長説明を実施することとしました。つきましては、説明に際し、各部長等の懸案事項について、各部長5事業以内、1事業につき1枚で資料を作成し、政策課への提出をお願いします。

す。市長説明は、5月12日（金）午前・午後、16日（火）午前、18日（木）午前で実施し、説明順については、後日お知らせいたします。昨年度の資料の内容確認を希望される場合は、政策課へご連絡ください。なお、市長へのご説明の際は、簡潔なご説明に努めるようお願いします。

**【意見・質問】**

・資料は、簡潔に分かりやすく作成して、当日説明を行うようお願いします。（副市長）

**⑤ 政策会議への付議の徹底について（企画部）**

市政に重要な影響を与える事柄については、全庁的な意思統一や情報共有を図る観点から、議会提出議案に限らず、幅広く政策会議への付議の徹底をお願いします。付議することが望ましい事項の例については、定期的にサイボウズ掲示板に掲載させていただいているところですが、今から挙げる7つです。

1つ目、議会提出議案の概要、これについては補正予算については除きます。

2つ目、重要な計画や方針の策定又は改定の内容、計画の策定方針などについてもそれに準じて付議をお願いします。

3つ目、プロジェクトチームや各種会議体の設置など組織構造に影響を与える事項。

4つ目、連携協定の締結など外部組織との連携に関すること。

5つ目、重要な事業に関する進捗状況。

6つ目、事業の推進にあたり他部局の協力を要する事項。

7つ目、その他全庁的に意思統一や情報共有を図るべき事項。

以上となります。

こうした事項については、他部局にも影響を与えるとともに、政策会議にて市政全体を見渡した政策的議論を行うためにも、政策会議に付議していただくことが望ましいと考えますので、サイボウズ掲示板の掲載内容のご確認と併せて、付議の徹底をお願いします。

**【意見・質問】**

・なし。

**⑥ 和光市情報セキュリティポリシーの改正について（総務部）**

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」及び「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改正されたため、その改正に準拠し、和光市情報セキュリティポリシーの改正を行うものです。

主な項目として、「情報資産の分類と管理の見直し」、「無線 LAN の LGWAN 接続系への導入を可能とするセキュリティ基準」、「組織体制」、「外部サービスの利用」等があります。詳細については、本日サイボウズ掲示板で庁内周知を行う予定ですので、そちらをご確認ください。併せて議長報告も行う予定です。

**【意見・質問】**

・なし。



⑦ 水道週間の開催について（上下水道部）

6月1日からの1週間の実施を予定しています。コロナ以前、市内の小学校4年生を対象に浄水場の施設見学を行っていて、長らく中止となっていました。本年度は実施の方向で調整をしています。また、新人職員の施設見学についても1回実施以降、コロナの影響で中止していましたが、併せて今回実施を予定しています。新人職員のいる部局では、新人の派遣をする方向で調整をお願いします。さらに、議会事務局と調整をしているところですが、新任の議員の視察も行えればと検討しています。コロナ以前と変わらない内容で行えるよう準備していますので、子どもたちが楽しく学習してもらえればと考えています。

【意見・質問】

- ・水道週間に行うのは小学校の見学のみですか。（副市長）  
→全ての見学を水道週間の期間に行う予定です。水道週間は普段設置していない展示物が展示されているため、水の流れが分かりやすいので水道週間で見学してもらう予定です。（上下水道部長）
- ・小学校4年生を対象としている理由はありますか。（副市長）  
→社会科の学習で水の流れを学習するのが4年生のためです。水の流れから下水処理まで一貫して勉強します。（教育長）

⑧ 令和5年度和光市地域防災訓練（危機管理室）

和光市地域防災訓練を5年ぶりに実施します。これは、令和5年1月22日に実施したものとは異なり、和光市自治会連合会と共催で行うものです。日程は、6月25日（日）午前中、時間は9時～12時ごろ予定しています。対象は、危機管理室と各部局の緊急初動要員、その他訓練に必要な部署と調整中です。参加者は、自治会、消防団、ボランティアなどです。

【意見・質問】

- ・実施場所は一次避難所などですか。（教育部長）  
→一次避難所の13箇所と白子コミュニティーセンターでの実施を調整しています。（危機管理監）

改選後、臨時会のスケジュールについて（議会事務局）

4月23日に市議会議員選挙が改選になり、24日に当選証書付与式があります。その後当選議員に議会事務局にお越しいただき、5月1日新議員オリエンテーション、5月10日全員協議会の開催についてのお知らせを通知します。4月26日～28日に座長と全員協議会の流れの打ち合わせを行う予定です。5月1日の13時15分から新人議員のオリエンテーションを行います。まず議会運営等に係る説明として、議会の基本条例、会議規則、政治倫理条例等の説明を行います。また、行政資料等の配布を行いますので、既にお知らせしておりますが、資料を4月24日までに議会事務局へお持ちください。

5月10日9時30分から全員協議会を行います。冒頭で座長の選出、議員自己

紹介、市長挨拶、副市長・教育長・部長級職員の自己紹介を行います。前半は、会派等の決定、議長・副議長候補者の所信表明、議会運営委員会・各常任委員会委員等の内定、議席の内定です。後半は、臨時会提出予定議会の説明を副市長・企画部長・総務部長が行い、その後議事日程及び運営について協議する予定です。5月18日は、臨時議長と臨時会の打ち合わせを行い、5月19日9時30分から臨時会を行います。

今後、5月31日に新人議員の研修を行うことを検討しています。内容は、第五次和光市総合振興計画について、市の財政についての講義を行う予定です。また、現地視察としてMaaSの工事箇所や区画整理事業の場所、各施設への訪問などを同日に実施で考えています。市長・副市長のお時間が合えば、和光市のまちづくりについてディスカッションする時間を取れればと考えています。

**【意見・質問】**

- ・なし。

和光市新型コロナウイルスの感染症本部会議等の廃止について（危機管理室）

国と県では1月27日に、5月8日からコロナウイルスを感染法上5類に下げ、対策本部を廃止すると示しています。和光市の対策本部は、指定感染症に定められたことにより設置するとしていますが、5月8日に指定感染症でなくなること、周辺市町でも廃止する方向であることから、和光市でも廃止する方向で考えています。廃止の仕方については、本日午後の危機管理会議で本部長指導を受けたいと思います。

**【意見・質問】**

- ・なし。

選挙事務運営の協力について（選挙管理委員会事務局）

4月9日に県議会議員選挙のご協力ありがとうございました。また、4月23日に市議会議員選挙実施されます。引き続きご協力よろしくお願いします。

**【意見・質問】**

- ・なし。

和光市ホームページのリニューアルについて（企画部）

令和5年度にホームページをリニューアルします。平成21年からサイトパブリスを使って現在のホームページを使用してきましたが、令和6年3月にリニューアル予定です。4月にプロポーザルを行い、業者を決定しました。今後、業者と打ち合わせをしながら、サイトの構築とページの分類を整理していきます。現在のページが多岐にわたって情報量が多くなっているため、現在の7,000ページから4,000ページ程度まで削減することを目標としています。不要なページを洗い出し、移行ページを減らすことで、必要な情報を探しやすくするとともに、移行費用の削減にも繋がると考えています。6月から7月にページ一覧を配布し、移行ページの確認をさせていただきますので、円滑な移行作業にご理解とご協力をお願いします。

ます。

なお、ページを削除することで過去のページを見れなくなるなどの意見をあると思いますが、国立国会図書館のウェブサイトにて、全ての市町村のホームページをアーカイブで閲覧することができますので、必要最低限の移行でお願いしたいと思います。

**【意見・質問】**

・なし。

新人職員の研修について（総務部）

昨日、急遽実施した際は、部局長の皆様にメッセージをいただきありがとうございました。

**【意見・質問】**

・なし。

以上